

野沢温泉村遊休荒廃農地再生支援事業補助金交付要綱

令和3年12月9日

要綱第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業従事者の高齢化及び後継者不足等により農地の荒廃が深刻化する中で、遊休荒廃農地の解消を図るため、遊休荒廃農地の取得、又は、借り受けて再活用する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、野沢温泉村補助金等交付規則（昭和42年野沢温泉村規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 遊休荒廃農地を取得または借り受けて再活用する者（次号から第3号までに掲げる者を除く。）
- (2) 中心経営体等 野沢温泉村における人・農地プランに位置付けられた中心経営体又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第4項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者若しくは同法第14条の4第3項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者
- (3) 新規就農者 農業人材力強化総合支援事業実施要綱（制定 平成24年4月6日付け23経営 第3543号 農林水産事務次官依命通知）第1で規定する交付対象者及び野沢温泉村新規就農者支援事業補助金交付要綱（令和3年野沢温泉村告示第21号）別表第1で定める激励事業の補助対象者

(成果の指標)

第3条 当該補助事業に係る成果の指標は、遊休荒廃農地の解消面積の増加及び再活用する農地の耕作の維持とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、村内に住所を有し村税等に滞納のないもので次に掲げるものとする。（第1号から第3号までは、いずれかに該当するものとする。）

- (1) 農業者（補助金受給後5年以上、村内で営農の継続が見込まれる者を含む。）
- (2) 中心経営体等

(3) 新規就農者

(4) 野沢温泉村農業委員会が定める下限面積以上の農地の所有権または利用権を有する者

(5) 2親等内の親族からの取得または賃借ではない者

(補助対象農地)

第5条 補助金の交付の対象となる農地は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 1年以上耕作されていない遊休荒廃農地

(2) 作付し、5年以上耕作を継続する予定のある農地

(3) 面積が10アール以上のまとまった農地

(補助対象経費、補助率)

第6条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率と限度額は、次の表のとおりとする。ただし、他の補助金の交付対象となるものは除く。

経費	補助率及び限度額	期間及び回数
遊休荒廃農地を再生するために農地の取得に要する経費	取得額の1/2 限度額100万円	1回限り
遊休荒廃農地の再生作業に要する経費 (農業機械及び施設の取得等)	取得額の1/2 限度額50万円	1回限り
遊休荒廃農地の再生作業に要する経 (営農資機材の取得等)	取得額の1/2 限度額50万円	1回限り
遊休荒廃農地を再生するために農業用機械等のリースに要する経費	リース料の1/3 限度額1.5万円/月	最長2年間

(補助金交付の申請)

第7条 前条の規定とする補助を受けるための申請書は、野沢温泉村遊休荒廃農地再生支援事業補助金交付申請書 (様式第1号) によるものとする。

2 申請書で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画書

(2) 団体構成員名簿 (団体の場合に限る。)

(3) 事業実施前の農地の写真 (事業実施初年度に限る。)

(4) 事業実施農地の位置図

(事業の変更等)

第8条 補助事業の内容等を変更し承認を受けようとする場合は、野沢温泉村遊休荒廃農地再生支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を村長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下、補助事業者という。)は、野沢温泉村遊休荒廃農地再生支援事業実績報告書(様式第3号)を提出するものとし、提出期限は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日とする。

2 実績報告書で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業実績調書

(2) 経費の支払を証する書類

(3) 事業の実施状況が確認できる書類

(補助金交付の請求)

第10条 補助事業者が補助金の交付(概算払を含む)を請求しようとするときは、野沢温泉村遊休荒廃農地再生支援事業補助金交付請求書(様式第4号)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。